

平成28年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成28年11月15日(火)

【開会】 14時00分

【閉会】 16時16分

【場所】 教育会館 第1会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 濱谷 由美子

委員 前田 博明

委員 小原 良

委員 中村 香

【出席職員】

教育次長 西 義行

学校支援総合調整担当理事 総合教育センター所長 芹澤 成司

総務部長 小椋 信也

教育環境整備推進室長 丹野 典和

職員部長 山田 秀幸

学校教育部長 小田嶋 満

中学校給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

中原図書館館長 岡野 正志

生涯学習推進課長 池之上 健一

指導課長 渡辺 英一

教育環境整備推進室担当課長 渡辺 雅彦

教育環境整備推進室担当係長 小竹 誠

指導課担当課長 高井 健次

指導課指導主事 濱野 雄功

教職員課担当課長 大島 直樹

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】

委員 小原 良

委員 中村 香

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の日程はお手元に配布したとおりでございますが、議事の都合上、順番を入れ替えさせていただきますので、御了承願います。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、14時00分から16時00分までといたします。

3 会議録の承認

【渡邊教育長】

8月の臨時会、定例会、及び9月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいてることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

なお、修正等がございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

4 傍聴（傍聴者 12名）

【渡邊教育長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

異議なしとして傍聴を許可します。

5 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、

報告事項 No. 3 は、議会の報告案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあるため、

報告事項 No. 4 は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

この案件を非公開とすることよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項 No. 3につきましては、議会での提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【渡邊教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規程により、小原委員と中村委員をお願いいたします。

7 請願審議

請願第2号 図書館に於ける「慰安婦」に関し虚偽の記述がある書籍の閉架を求める請願について

請願第3号 図書館における「慰安婦」問題についての歴史研究文書など書籍の充実を求める請願について

【渡邊教育長】

それでは、まず、議事日程の5になります、請願審議に入ります。

「請願第2号 図書館に於ける『慰安婦』に関し虚偽の記述がある書籍の閉架を求める請願について」及び「請願第3号 図書館における『慰安婦』問題についての歴史研究文書など書籍の充実を求める請願について」につきましては、いずれも図書館における慰安婦に関する書籍についての請願でございますので、これら一括して審査してまいりたいと思っておりますけれども、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの請願2件につきましては、一括して審査をさせていただきます。

請願第2号の請願者の方は陳述を希望されておられませんので、請願第3号の請願者の方の陳述をここでお願いしたいと存じます。

請願者の方、お願いいたします。

それでは、ただいまから10分程度でよろしくお願いいたします。

【請願者】

「図書館における『慰安婦』問題についての歴史研究文書など書籍の充実を求める請願について」の意見陳述を今からさせていただきます。木瀬と申します。よろしくお願いいたします。

8月5日付の請願に記載しましたが、この1番目に記載したことが私たちの基本的な主張です。その1番目の主張というのは、1、「慰安婦」問題が誤報であり、虚偽であるとする言説は誤りです。1993年の河野談話、資料1が言うように、図書館を含め、「歴史研究、歴史教育」の視点から「慰安婦」問題の充実した図書を求めるものが、私たちの主張です。

6月15日の宮入氏の請願は、「朝日新聞が認めた『慰安婦問題の誤報』と同様の虚偽の記述がある書籍を市内の図書館において閉架していただきたい」とされていますけれども、これには事実誤認がありますので、図書の閉架をしないことを求めます。1993年の河野談話が言うように、図書館を含め、「歴史研究、歴史教育」の視点からも、「慰安婦」問題に関する図書の充実が必要なことです。

ここで出てきます、河野談話に関しては、資料1を見ていただくとおわかりになるのですが、この資料1の下の方に書いてあります、下から6行目、「われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」と、そういうふうに河野談話では述べております。その理念にのっとり、私たちは図書の充実を求めています。

そして、先の宮入氏の請願では、2014年に、朝日新聞が「事実関係に誤りがあった」とした済州島での「慰安婦」問題に関する吉田証言を持ち出して、その他すべての「慰安婦」問題がなかったかのように主張していますが、これは全く間違いです。吉田証言は当時から疑われていた事実ですが、「慰安婦」問題は歴史の事実です。

しかし、今回の私たちの請願では、その主張のどちらが正しいかということを問うているわけではありません。図書館から「慰安婦」問題関連の本を取り下げるということは、「図書館の自由に関する宣言」、資料2を見ていただきたいと思います。や「学校図書館憲章」、資料3にあります、その精神に反することだと思います。

図書館の自由に関する宣言では、次のように述べています。

「第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。」

以上のように、図書館の「宣言」と「憲章」は、図書館の使命を国民の知る権利や学ぶ権利を保障すべきとし、「図書館の保存する資料は、一時的な社会的な要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない」としています。そのため、私たちは「図書館の自由に関する宣言」と「学校図書館憲章」の精神に則り、図書の開架ではなく充実を願い、「慰安婦」問題の歴史研究文書の充実を求めて、請願を提出した次第です。

以上、意見陳述です。

【渡邊教育長】

ありがとうございました。

以上で、陳述を終了いたします。

陳述につきましては、本請願の審議に際しての参考にさせていただきたいと思っております。

次に、事務局からの説明をお願いいたします。

【岡野中原図書館館長】

では、ただいま請願第2号、図書館に於ける「慰安婦」に関し虚偽の記述がある書籍の開架を求める請願及び請願第3号、図書館における「慰安婦」問題についての歴史研究文書など書籍の充実を求める請願につきまして、一括して説明させていただきます。

初めに、請願第2号、図書館に於ける「慰安婦」に関し虚偽の記述がある書籍の開架を求める請願でございますが、まず、朝日新聞の報道につきましては、請願にございました平成26年8月5日付の朝日新聞において、「慰安婦問題の本質直視を」と題する署名記事の中に、「報じた記事の一部に事実関係の誤りがあったことがわかりました」という記述がございました。また、慰安婦報道に関連した特集記事の中でも、吉田清治氏による証言をもとにした一連の記事を初め、慰安婦問題に関する幾つかの記事につきましては、訂正や取り消しがなされていたことを確認しております。

次に、川崎市立図書館における資料提供の考え方について、御説明申し上げます。資料1をごらんください。

社会教育法など、関係法令の抜粋でございます。ページの中段、社会教育法第9条の下線部分にございますとおり、図書館は社会教育のための機関でございます。さらに、その下の図書館法第2条の下線部分にございますとおり、図書館は図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設でございます。

1枚おめくりください。2ページの中ほどをごらんください。川崎市立図書館設置条例の抜粋でございます。設置条例の第1条において、図書館法第1条の目的を達成するため、本市に次の

図書館及び分館を設置するにございますとおり、川崎市立図書館は社会教育法に基づき社会教育のための機関であり、図書館法の目的を達成するために設置された公立図書館でございます。

公立図書館とは、市民に対して、思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供して、その教養を高めることなどを目的とする公的な場であり、資料を収集し、広く市民に開放し、提供することで、国民の知る自由、知る権利を支える場であると考えております。そのためには、全ての図書館資料は、原則として自由な利用に供される必要があります。請願者が挙げられた事例に限らず、図書館が収集した資料の中に誤った記述が含まれていたとしても、多様な情報へのニーズを持つさまざまな市民に対し、それがなぜ、どのような経過で誤ったかという過程も含め、社会の論議を呼び、注目を集めた資料を広く公開し、提供していくことは、公立図書館の大切な役割であると認識しているところでございます。

川崎市立図書館では、この考え方に基いて資料の収集・提供を行っており、人権またはプライバシーを侵害する場合などは、司法の判断に基づく回収命令や提供制限の求めがあるかどうかなどを総合的に検討して、所蔵資料の提供に制限を設ける必要があるかを判断しておりますが、これらの理由がない限り、特定の資料を閉架にするなど、所蔵資料の提供に何らかの制限を設けることは望ましくないものと考えておりますので、請願第2号で申し立てのございました一連の資料につきましては、特別な措置は行わず、今後も、通常どおり、利用に供してまいりたいと考えております。

次に、請願第3号、図書館における「慰安婦」問題についての歴史研究文書など書籍の充実を求める請願について、御説明申し上げます。

資料2をごらんください。川崎市立図書館資料収集要綱でございます。資料収集の基本方針として、第2条に、川崎市立図書館は、市民の要求や社会的動向等が的確に反映されるよう十分配慮して、市民の自主的な学習、調査研究、趣味、娯楽等に必要な資料および情報を幅広く収集するものとする規定しているとおおり、市立図書館といたしましては、さまざまなジャンルの資料を広範に収集するよう努めているところでございます。

歴史研究、歴史教育等の図書を充実していくことは、川崎市立図書館として重要なことであると考えておりますが、申し立てのあった特定のジャンルの図書につきましても、引き続き、他のジャンルと同様に、市立図書館として、収集していく必要がある資料であるか否か、1冊1冊、川崎市立図書館資料収集要綱に基づきながら、選定、収集してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【渡辺指導課長】

続きまして、学校図書館における資料の取り扱いについて、御説明いたします。

学校図書館は、学校図書館法に基づき、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられた設備でございまして、児童・生徒に多種多様な資料を提供することが必要であると考えております。学校図書館資料につきましては、各学校ごとに司書教諭、図書担当教諭、それから総括学校司書、学校司書、それから図書ボランティア、児童・生徒など、複数の関係者によりまして、図書を選定しております。最終的には、校長の権限と責任のもと、図書を購入しているところでございます。

学校図書館の運営に当たりましては、児童・生徒が幅広い知識と教養を身につけ、教育課程において重視する多面的・多角的に考察する能力を養うという観点からも、さまざまな資料を収集・提供・保存し、各学校の創意工夫により行われているところでございます。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

ただいま中原図書館長、そして指導課長から説明をいただきました。

それでは、委員の皆さんから御質問、また御意見等をいただきたいと思います。お願いいたします。

【濱谷委員】

例えば、歴史とか、あるいは科学とか、いろんな分野で新しい発見があったり、今までの言っていたこととちょっととか、いろんな意見が出てきたりする場合もあるかと思うんですけど、そういうときに保存している本を取りかえたり、その都度、何かそういう対応はされているんですか。

【岡野中原図書館館長】

現実的には、そのように内容を一つ一つ吟味して、その都度変えていくということはしておりません。本が古くなってきている、傷んできている、そういうふうな形での部分で、フレッシュに書棚を更新していくという点ではしておりますけれども、内容が間違っていたからといって、必ずしもそれを動かすということにはしておりません。

【渡邊教育長】

いかがですか。

【濱谷委員】

よくわかりました。やはり費用もかかることですし、そういうニュースがあると、世の中みんなが、子どもたちもみんなニュースで見たりして、学校にある本とも比較しながら考えたりするわけで、違っていたとか新しい事実が発見されたとかということも含めて勉強していけるわけだから、図書館の本を急いで全部取りかえるとか、そういう必要はないかなというふうには、私は思いました。ありがとうございました。

【中村委員】

濱谷委員の御意見はいろんな資料があるほうが考えられるからということですよ。

【濱谷委員】

そういうことです。

【中村委員】

御説明にあったことでは、図書館の本来のあり方とか図書館の原則に従って判断を、どちらの

請願についてもされるということによろしいですね。

【岡野中原図書館館長】

さようございます。

【渡邊教育長】

基本的な図書館のあり方、役割というものをまず第一に考えるべきではないかという御意見だと思いますが。

【前田委員】

第2号のほうについては、図書館の自由に関する宣言の中にもあったとおり、第1に図書館は資料収集の自由を有するという事ですから、説明にあったとおり、望ましくないのではないかなと思うし、それから、充実を求める第3号については、宣言の中の第2の1のところ、ある種の資料を特別扱いしないと書いてありますので、そういう意味で、事務局の説明のとおりでいいのではないかなというふうに感じました。

【渡邊教育長】

ほかの委員さん、いかがですか。

【吉崎教育長職務代理者】

私も、前田委員の意見で結構だと思います。やっぱり請願2というのは、図書館の原則からちょっと外れているんじゃないかなと思いますので。特定のものを閉架するというのは望ましくないと思います。

3号のほうなんですけれども、どういう図書を充実させたいかというのは、いろいろ図書選定委員会というのがあるんでしょうか。ちょっと説明いただきたいんですが。バランスよく充実させるというのが重要でございまして、特定のものだけに偏るといっているわけではないわけでありまして、それはむしろ研究者のほうはあるかもしれませんが、学校や公立の図書館とか一般の図書館ですね、市民向けの図書館の中ではないと思うんですね。そういう点で言うと、請願3号というの、やっぱり受け入れることはちょっとできないというふうに私も思います。

ただ、一つ質問したいのは、どういうふうな形で、市民向けの本を充実していくときの選書の方針といいますか、それは何か選定委員会とか、何かそういう御意見とかあるんでしょう。もしあったら、それもお聞かせいただけたらと思います。

【渡邊教育長】

図書館長よろしいですか。

【岡野中原図書館館長】

川崎市立図書館におきましては、資料選定委員会というものが、川崎市の職員の内部での選定組織としてございまして、そちらのほうで集まって、選定の会議を行います。また、実際、こちらには示してございませんけれども、歴史、それから教育に関するようなものは、多様な観点で

書かれたものを選定し、見解の相違が明らかな主題に関するものを偏りのないよう選定していくというのが、一つの内規でございますので、そのような形での選定を心がけているところでございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【吉崎教育長職務代理者】

わかりました。結構です。

【小原委員】

皆さんの意見で、私も問題ないと思うんですけど、この資料2の川崎市立図書館資料収集要綱第2条の2項ですよね、資料の収集に当たっては、次の点に留意するということで、(1)のところであらゆる思想、信条、学説、宗教に対して、自由かつ公平に扱うというふうにされていますので、基本的に川崎市の図書館というのは、これにのっとって資料を収集しているということなので、それに対して、特定の何かということは考えておりません。今の事務局の説明で、方針で問題ないと思っています。

【渡邊教育長】

一通り委員さんから御意見をいただきましたけれども、皆さん、図書館のあり方の原則にのっとって判断すべきではないかという御意見だったように思います。

今、事務局のほうから説明を受けたことを改めて確認したいと思うんですが、まず、川崎市立図書館における資料提供の考え方としては、このように述べられました。思想、意見その他の種々の情報を含む資料を収集し、広く市民に開放し、提供することで、川崎市立図書館が市民の知る自由、知る権利を支える場であるということを目指していると。そして、所蔵資料の提供に制限を設ける必要があるかどうか、ここを判断する点については、人権またはプライバシーを侵害する場合などで、司法の判断に基づく回収命令や提供制限の有無を総合的に検討して、これらの理由がない限りにおいては、閉架処理など、所蔵資料の提供に何らかの制限を設けるということは望ましくない、このように考えているということだというふうに思います。

それから、川崎市立図書館資料収集要綱というものが、先ほど説明の中で示されましたけれども、この資料収集の基本方針としては、第2条にこのように述べられておりますね。川崎市立図書館は、市民の要求や社会的動向等が的確に反映されるよう十分配慮して、市民の自主的な学習、調査研究、趣味、娯楽等に必要な資料および情報を幅広く収集するものとする。このように規定されておりました。さまざまなジャンルの資料を広範に収集するように努めるという方針であるわけでございますので、委員からの意見にもありましたけれども、特定のジャンルの資料だけを充実させるということは、また望ましくない。このように受けとめるところではないかというふうに思います。

また、指導課長のほうからは、学校図書館のあり方としまして、児童・生徒の幅広い知識や教養というものを身につけて、教育課程において重視する多面的・多角的に考察する能力を養うという観点からも、さまざまな資料を偏りなく、収集・提供・保存する、こういうことが必要では

ないかというふうに述べられたところでございます。

改めて事務局の説明を繰り返しましたけれども、これにのっとりますと、請願の取り扱いでございますが、まず、委員の皆さんの御意見を踏まえますと、請願第2号についてでございますが、これについては不採択としたいと考えますが、いかがでございましょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、請願第3号に関する取り扱いでございますが、これもただいま事務局の説明等を含めて御説明いたしましたけれども、委員の皆さんの御意見を伺いますと、これも不採択としたいと存じますが、いかがでございましょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

ただいまのとおり、請願第2号、請願第3号ともに不採択、このように決定させていただきました。

8 報告事項 I

報告事項 No. 1 (仮称) 小杉駅周辺地区新設小学校整備事業の進捗状況について

【渡邊教育長】

それでは、次に、報告事項 I に入ります。「報告事項 No. 1 (仮称) 小杉駅周辺地区新設小学校整備事業の進捗状況について」でございます。この説明を教育環境整備推進室担当課長にお願いいたします。

【渡邊教育環境整備推進室担当課長】

それでは、「報告事項 No. 1 (仮称) 小杉駅周辺地区新設小学校整備事業の進捗状況について」、御説明させていただきます。

資料の表紙をおめくりください。事業の取組でございますが、初めに、「1 新設小学校整備事業の進捗状況」につきましては、小学校用地に関する日本医科大学との事業用定期借地権設定契約を平成28年11月8日付で川崎公証役場におきまして、公正証書により締結したところでございます。契約期間につきましては、平成29年4月1日から平成62年3月31日までの33年間でございまして、地代につきましては、年額2億900万でございます。

次に、施設整備につきまして、本年9月に実施設計が完了しまして、今後、工事施工について

は、川崎市まちづくり公社による立替施行の実施により、工事発注手続を進め、平成29年度初頭に工事請負契約を締結する予定でございます。今回の工事請負契約に関しましては、入札等も含め、全て川崎市まちづくり公社が実施いたしますので、通常の契約手続に準じる形で、改めて御報告させていただきます。

続きまして、「2 新設小学校通学区域等の検討状況」でございますが、現在、学校予定地の通学区域校であります、西丸子小学校を初め、周辺小学校のPTAを初めとする学校関係者、地域関係者の代表で構成する検討会議を設置し、具体的な検討を進めているところでございます。

学校の通学区域の設定基準としましては、学校の適正規模化や通学路の安全性、町内会等地域活動の状況等を考慮し、地域単位で区域を設定するものでございます。また、通学区域の変更による新設小学校への就学は、全ての学年を対象といたします。

次に、新設小学校通学区域の重点事項としましては、新設小学校及び西丸子小学校の適正規模化、児童が増加傾向にある上丸子小学校、今井小学校、中原小学校の将来的な適正規模化を踏まえた検討を進めてまいります。

また、学校名の考え方でございますが、建築場所の地名をもとに、周辺の歴史的な背景等を考慮するものでございまして、地域に親しまれる学校の名前につきましては、地域の皆様の御意見を募集し、いただいた意見を踏まえ、検討会議での御意見をお聞きした上でまとめてまいりたいと考えております。

1枚おめくりください。先ほど御説明いたしました通学区域の考え方に基づく候補案でございます。資料の左上をごらんください。対象小学校4校の現行の通学区域をお示ししております。学校予定地が西丸子小学校の通学区域内の小杉町二丁目となりますので、この区域に隣接する地域を候補エリアとしたものでございます。

資料の左下をごらんください。対象小学校の児童数・学級数の長期推計をお示ししております。

資料の右側をごらんください。先ほど御説明しました候補エリアをもとに、新設小学校・周辺小学校の規模等を踏まえた検討を行いまして、四つの候補案をまとめたものでございます。

1枚おめくりください。初めに、A案でございますが、「西丸子小学校通学区域」の小杉町1～2丁目と「中原小学校通学区域」の小杉御殿町2丁目を通学区域案とした案でございます。

もう1枚おめくりください。次に、B案でございますが、「西丸子小学校通学区域」の小杉町1～2丁目、新丸子町と「中原小学校通学区域」の小杉御殿町2丁目を通学区域案とした案でございます。

もう1枚おめくりください。次に、C案でございますが、「西丸子小学校通学区域」の小杉町1～2丁目、新丸子町と「上丸子小学校通学区域」の新丸子東1～2丁目の一部を通学区域案とした案でございます。

もう1枚おめくりください。最後に、D案でございます。「西丸子小学校通学区域」の小杉町2丁目と「今井小学校通学区域」の小杉町3丁目を通学区域案とした案でございます。

ごらんいただいたそれぞれの候補案については、新設校及び対象小学校の適正規模化は図られますが、検討会議の中でも学校・地域関係者から通学距離、通学の安全性、地域の活動状況等で課題があるという御意見をいただいたところでございますので、候補案をたたき台とし、他の案の可能性も含めた検討を進めてまいります。

また、参考資料としまして、新設小学校の設計概要及び校名募集に関する資料でございます。後ほど御参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。

【渡邊教育長】

小杉駅周辺地区の新設小学校の事業について、説明をいただきました。
委員の皆さんから御質問、御意見等ありましたら、お願いいたします。

【小原委員】

契約期間が62年の3月31日まで33年間なんですけれども、この間に新設小学校の児童数が減るという可能性はありますよね。33年契約の間に児童数が減って、学校が場合によっては維持できないような状況になるという可能性はありますよね。

【渡邊教育長】

いかがでしょうか。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

可能性としてはないとは言いきれませんが、ただ、現状、中原区の将来的な人口等は、今、現在もふえているという状況も踏まえて、30年間はここは必要だという形では判断させていただきます。

【小原委員】

一つ懸念があるのは、マンションの増加で児童数がふえるという、生徒数ですか、ふえるというのは、一時的な可能性もないとは言いきれないというところがあるのかなというふうに思っています。

昔の話になるとは思うんですけれども、河原町にあった小学校がやはり役目を終えて、ほかの学校になるとか、そういうこともありましたので、一概に何というんでしょう、マンションで児童・生徒が増加した場合に、その小学校が30年続くかという、かなり難しいのかなというふうには思っています。なので、これから建てる学校なんですけれども、最後をどうするかというの、ある程度視野に入れておかなければいけないのかなというふうには思っています。

現実的に、ほかのところでもマンションが建って、時期が過ぎて、マンションの子どもたちがいなくなれば、当然のことながら、児童数が減るとことは起きていると思いますので、その辺も踏まえた上で考えなければいけないというふうに思っています。そうすると、今の学区というのがどのぐらいまで周辺の小学校を考慮して考えていくのかということも、押さえておかなければいけないのかなというふうに思っています。以上です。

【渡邊教育長】

なかなか30年先を見通すのは難しい面もあるでしょうけれども、ただ、間違いなく、この学校を新設する必要があるという、そういう状況はあるわけでしょうからね。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

ただいまの御意見も参考にさせていただきながら、今後、学区の検討については進めていきま

すので、十分、考慮して考えていきたいと思っております。

【小原委員】

一度、開校すると、やはりそれなりにその学校に対して思いが出てきますので、それを閉じるということはかなり難しくなりますので、そういうのも踏まえた上で、あとは町内会とか、そういうところができる限り納得できるような学区割りをしていかないと、難しくなってしまうのかなというのがあります。

すみません、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

ほかの委員さんはいかがでしょう。

濱谷委員、どうぞ。

【濱谷委員】

小原委員さんがおっしゃったのと同じように、ちょっとそこだけが心配というか、たくさんマンションが何棟も建ちましたけど、あそこは、ほとんどは購入されるような、賃貸ではない形が多いんですかね、やっぱり。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

基本的には分譲になっております。

【濱谷委員】

ですよ。ということは、入って数年で出るということはなかなかないので、購入された方がお子さんが大きくなって卒業したら、もうその次のお子さんというのは、ちょっとなかなか難しいなど。今現在、すごい若い世帯がいっぱい入られて、小杉近辺、子どもさんが多いなとすごく思うんですけど、難しいなというふうに。何となく溝口近辺もマンションがいっぱい建ったときに、そんな感じだったんですよ。よっぽど子どもがふえると思ったら、結構、高価だと年配者が入られて、子どもはふえなくて、あと、入られた子どもは卒業していくから、だんだん減っちゃうという状況をやっぱり見受けたので、それも含めて、この学校の建て方そのものも一つ工夫が、いろんな地方で言っているように、何か考えていかないと、今後、難しいかなというのは。

【渡邊教育長】

そうですね。今後、川崎の児童・生徒数がどういう変動を見せるかというところが、なかなか読み切れないところもあるでしょうし。現在、この小杉駅周辺地区だけの課題ではなくて、川崎市全体でも同じような課題が生じる可能性もあるでしょうし、日本全体で同じような課題を抱える時代が来るということも予想されるわけですので、そのときに適切な判断ができるように、今の現在で可能なことはしっかりやっておきましょうという、そういう御意見だと思いますので、よろしく願いいたします。

【濱谷委員】

よろしく申し上げます。

【渡邊教育長】

それでは、特によろしければ、ただいまの報告事項 No.1 でございますけれども、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの報告事項 No.1 は承認といたします。

報告事項 No. 2 平成27年度市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果について

【渡邊教育長】

次に、報告事項の No.2、平成27年度市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果について、こちらの説明を指導課担当課長をお願いいたします。

【高井指導課担当課長】

お願いいたします。

お手元の報告事項 No.2号の資料をごらんいただきたいと思います。平成27年度市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果につきまして、御報告させていただきます。

お手元の資料は、文部科学省が行いました「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」と、神奈川県がこれと並行して調査した「平成27年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」の本市の状況をまとめたものでございます。

それでは、1ページから2ページをごらんください。1ページには、「暴力行為の概要」と「いじめの概要」、2ページに「長期欠席の概要」を記載しております。具体的な内容につきましては、3ページ以降の資料にて御説明いたします。

暴力行為についてですが、まず、5ページをごらんください。本調査における「暴力行為」とは、「児童生徒が故意による有形力を加える行為」とし、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物損壊」の4形態に分類し、調査をしております。

3ページにお戻りください。暴力行為の状況についてでございます。(1)は、過去5年間の暴力行為全体の発生件数の推移と実数と1,000人当たりの出現数で、また、過去10年間の推移をグラフで示してあります。小学校における暴力行為は、中学校に比べますと少ない値ながら、平成20年度をピークに減少してございましたが、平成26年度から増加に転じ、平成27年度は106件でございました。中学校における暴力行為は、平成21年度をピークに連続で減少しており、平成27年度は過去10年間で最も少ない202件でございました。

次に、(2)は、過去5年間の暴力行為の形態別発生件数をまとめたもので、小・中学校ともに、

最も多いのは、子ども同士の間で発生した「生徒間暴力」でございます。小学校は62件で全体の63.1%、中学校は152件で全体の65.3%と、ともに全体の6割を超えている状況となっております。

ページをおめくりいただき、4ページの(3)は、学年別の加害児童生徒数の比較を表とグラフで示しており、平成27年度におきましては、中学校の加害生徒数が減少していることがわかります。小学校では、児童支援コーディネーターの専任化を進め、学級担任と連携しながら、一人ひとりの児童への丁寧な支援や指導に努めており、中学校においては、生徒指導担当者のコーディネート機能を高め、生徒への支援や指導体制の一層の充実に向けた取組を推進しております。

次に、いじめの状況についてでございます。10ページをごらんください。平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受け、本調査における「いじめの定義」は、「他の児童生徒から心理的又は物理的な『影響』を与える行為であって、児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」としており、それまでの「心理的又は物理的な『攻撃』を受けたことによる」との定義から、よりいじめを広く捉えて認知することとしております。

では、6ページをごらんください。(1)は、過去5年間のいじめの認知件数の推移を実数と1,000人当たりの出現数と、過去10年間の推移をグラフにしております。平成27年度、小学校におけるいじめの認知件数は661件で、前年度比において約6.8%増加しました。また、中学校における認知件数は147件で、前年度比約20.5%減少しております。

次に、(2)は、いじめの認知数の男女別内訳となっております。

7ページの(3)は、学年別の認知件数でございます。

(4)は、平成26年度と平成27年度のいじめの態様別発生件数です。小学校においては、「冷やかしかからかい、悪口など」が405件で、全体の61.3%、中学校は89件で、全体の60.5%となっており、どちらも全体の6割を超えております。

次に、8ページをごらんください。(5)の平成26年度と平成27年度のいじめ発見のきっかけについてですが、学校の教職員等が発見したものを上の段に、児童・生徒や保護者など、学校の教職員以外からの情報により発見したものを下の段に示してあります。平成27年度は、小学校では、教職員による発見が302件、全体の約45.7%で、教職員以外による発見が359件、約54.3%でした。一方、中学校では、教職員による発見が51件で、全体の約34.7%で、教職員以外による発見が96件、65.3%となっております。

(6)は、いじめられた児童・生徒の担任やスクールカウンセラーとの相談状況を複数回答でまとめたもので、相談先としては、多くが担任や保護者等への相談をしている状況がございます。

次に、9ページをごらんください。(7)は、過去5年間のいじめの改善状況の推移でございます。上から三つ目の表にあります、小中学校を含めた状況といたしましては、27年度は98.1%のいじめが解消、もしくは一定の解消をしております。また、残りの1.9%、15件につきましても、当該校への確認の結果、解消または一定の解消と支援の継続が図られていることを確認しております。

(8)は、各学校におけるいじめ問題に対する日常の取組の状況でございます。本市立学校におきましては、毎年4月に学校いじめ防止基本方針を作成し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた年間計画を策定しており、毎年6月から7月末にかけては、全ての学校で「児童生徒指導点検強化月間」を設定し、児童・生徒へのアンケート調査、教職員への研修、児童・生徒会によるいじめ問題への取組を推進しております。また、日ごろから、児童・生徒からの声を

聞き取ったり、きめ細かく様子を観察したりすることができるよう、教員との教育相談の実施やスクールカウンセラーの活用なども図っているところです。

次に、15ページをごらんください。長期欠席者についてでございますが、本調査における定義は、年間に連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒を対象とし、分類としては、入院・通院による「病気」、何らかの要因や背景により登校したくてもできない状況にある「不登校」及び「病気」や「不登校」など、主たる理由を特定できない「その他」などの分類についての詳細を示しております。

11ページにお戻りください。(1)は、平成26年度と平成27年度の理由別長期欠席者数を示しています。平成27年度は、小学校の長期欠席者は724人で、病気192人、不登校293人、その他239人となっています。不登校児童数は、前年度比において、271人から約8.1%増加し、過去5年で一番多い数字となっております。中学校の長期欠席者数は1,243人で、病気162人、不登校生徒980人、その他101人となっており、不登校生徒数は、前年度比において、1,003人から約2.3%減少し、1,000人を下回っております。不登校生徒数は減少いたしました。が、新たな調査項目である欠席理由が複数あり、主たる理由を特定できない「その他」の生徒数は、100人を超える状況となっております。

(2)は、過去5年間の不登校の児童生徒数の推移を実数と1,000人当たりの出現数で、また、過去10年間の推移を実数と出現数をグラフに示してあります。小中学校を合わせて、1,200名を超える不登校の児童・生徒がおり、不登校対策は大きな課題と捉えておりますので、教育委員会事務局といたしましても、長期欠席傾向のある児童・生徒の状況を把握し、適切な対応が図られるよう、関係機関との接続やスクールソーシャルワーカーの派遣等、学校支援を進めているところでございます。

次に、12ページをごらんください。不登校児童生徒数の内訳でございます。(4)は、過去5年間の学年別の不登校児童生徒数の推移を実数とグラフにしたものですが、学齢が上がるに従い、不登校児童生徒数もふえていく傾向や、中学校に進学してから急増する、いわゆる「中1ギャップ」は各年度にも見られ、これは全国的な傾向となっております。また、中学2年における不登校生徒数が増加する傾向もございます。

これらに対しましては、中学校1年生の生徒が学校になれ始めたころ、学習のつまづきをなくしたり、学校行事を通して自己有用感を高めたりすることを通して、学校が生徒にとって魅力的な居場所となる取組を積極的に行うとともに、教職員が個に応じた適切な対応が図られるよう、改めて各学校への指導と支援の必要があるものと考えております。

次に13ページをごらんください。(6)は、過去5年間の欠席日数別の不登校児童生徒数の推移でございますが、小学校では、欠席日数が多くなるに従い、徐々に対象児童数が少なくなる傾向にあります。中学校では、欠席日数が年間150日を超えている生徒数が300名を超えている状況が続いております。こうした生徒に対しましては、各校が家庭との連携において継続的な支援を行うほか、教育委員会が市内6カ所に設置している適応指導教室(ゆうゆう広場)や民間、NPO団体等の不登校支援施設との連携も図りながら、学校復帰を目指した支援を続けているところでございます。

(7)は、平成26年度と27年度の不登校になったきっかけと考えられる状況を複数回答でまとめたものでございます。「いじめを除く友人関係をめぐる問題」と「学業の不振」が多くを占めているほか、「家庭に係る状況」も多く見られます。また、不登校の場合には、これらに加え、

「無気力」や「不安」の傾向など、児童・生徒の本人にかかわる要因が重複している状況が見られます。

次に、14ページをごらんください。(8)は、過去5年間の指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の推移です。指導により登校できるようになった児童・生徒は、全体の約30%台で推移しています。

(9)は、平成26年度と27年度の登校できるようになった児童・生徒に対し、特に効果のあったと考えられる学校の措置を複数回答でまとめたものでございます。これらの効果のあった状況や情報については、児童生徒指導連絡会議において活用し、具体的な事例による登校支援協議を行うなど、各学校の不登校の改善策を支援しているところでございます。

参考資料として、16、17ページには、神奈川県教育委員会の「暴力行為」、「いじめ」、「不登校」の地域別の状況を、18、19ページには、文部科学省の「暴力行為」、「いじめ」、「不登校」の状況を示した公表資料を添付しております。

報告は以上でございます。

【渡邊教育長】

問題行動等の状況について、報告をいただきました。

暴力行為、いじめ、長期欠席という内容になりますけれども、特に何か分けなくてもよろしいですか。少し細かく見ていったほうがよろしいでしょうか。進め方として、いかがですか。

【吉崎教育長職務代理者】

分けたほうがわかりやすい感じですね。

【渡邊教育長】

まず、初めに説明いただいた暴力行為から少し見ていきましようか。

何か御感想のようなものでも構いませんが、お気づきの点ありましたら、お願いいたします。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

はい、吉崎委員。

【吉崎教育長職務代理者】

3ページのところの暴力行為の発生件数の推移というところがありますね。これは、中学校は特に顕著に最近是非常に件数が減ってきています。望ましい方向だと思うんですが、これは21年がピークで、大分、そこからずっと落ちてきているんですが、この要因は何なのかということと、20年、21年のころは何が要因でこんな多かったのかと、中学校ですね。その辺、ちょっと教えていただけたらと。中学校は望ましい方向に来ているなというふうに思うんですが、この点では。

【高井指導課担当課長】

数字から見られるところで推察をいたしますと、平成20年度、21年度の数値が高まったことですが、この件数におきましては、同じ児童・生徒が複数回やった場合も件数で数えまでするので、特定のお子さんによって複数回発生したとすると、件数として伸びてしまっている状況が見られるのではないかと思います。

それから、件数が減少傾向にあるところですが、当然、19年度から上昇傾向というか増加傾向にございましたので、児童・生徒の理解ということで、生徒指導に取り組んでまいりました結果、3ページの下の表にございますけれども、(2)のところがございますけれども、5年間経緯で見ますと、極端に落ちているわけではなくて、年間少しずつ減少している傾向が見られます。とりわけ中学校におきましては、対教師暴力が23年度の70件から27年度は15件、器物損壊が101件から27件というふうに減少しているところを見ますと、子どもに寄り添う生徒指導が少しずつ効果を示しているのではないかと、数字から推察しております。

【吉崎教育長職務代理者】

よくわかりました。やっぱり暴力行為というのは、特定の子どもが何回もやりますので、当然ふえますからね。中学校は、やっぱり対教師暴力と器物損壊は非常に減っていますので、この点では、中学校の生徒指導のやり方が結構功を奏してきているのかな、この辺ではと思うんですが、どういことを特に生徒指導で、中学校でよかったというふうに評価しているのでしょうか。

【高井指導課担当課長】

中学校、小学校も児童生徒指導の担当者が教育委員会が年間9回ないし10回の会議を設けておりまして、児童生徒指導連絡会議という会議がございまして、その会議の席上には、各校の児童生徒指導の担当者が集まりまして、その際に、児童・生徒のより深い理解を深めるような研修を行ったりですとか、その後の子どもに寄り添って行動を改めるような支援を行えるようなことを協議、ケース会議等を行いまして、問題行動の減少化に取り組んでいるところで、そういった取組が少しずつ学校の中で浸透してきたのではないかなと考えております。

【吉崎教育長職務代理者】

それは望ましいことですね。

【渡邊教育長】

力で抑えるというよりは、子どもの気持ちをよく捉えながら、寄り添った指導を行っているというような形になるのでしょうかね。

ほかの委員さん、よろしいですか。じゃあ、少し先へ行きましょうか。

次にありましたのが、いじめの状況ですが、こちらについては、いかがでしょうか。

先ほど担当課長からの説明にもありましたけれども、定義といたしまして、捉え方がいじめ防止対策推進法の施行に伴って、非常に幅広いいじめというものを捉えていって、子どもたちをしっかりと救っていかうという、そういう姿勢が見られているように感じられますけれども、国のほうの姿勢としても、いじめの認知件数が少ないことのほうが、むしろ問題ではないかという言い方もしているところもありますので、従来と認識を少し変えていかなければいけないという

ところを踏まえた上で、議論すべきだというふうには思いますけれども。

【吉崎教育長職務代理者】

私は、9ページの改善したかどうかで非常に重要だと思っているんですね。いじめもいろんな程度がありますよね。その問題において、改善した傾向が非常に高いということと、27年度を見ますと、2%ぐらいやっぱりまだ残っているというんですが、改善の方向にあると伺っておりますので、そんな大きな心配はしていません。ただ、いじめの場合に、定義が広くなりましたので、軽い程度はいじめ、からかいというのがどのぐらい軽いのか、心理的に難しいですけども、結構重いいじめと何かそういう分類というのはあるのでしょうか。それとも、全部まとめていますので、いじめも広範囲ですよ。だから、その辺で対応していくときに、何かそういう少しいじめの程度みたいなものあれを、指標とかを、指針というか、そういうものというのはあるのでしょうか。非常に広い定義になっていますよね、今は。

【高井指導課担当課長】

特段の対応のときの指針というのはありませんけれども、基本的には、学校はいじめが発生したときにおいては、学年を中心とする複数の会議を持ちまして、そこで対応策を検討していくということが行われますので、その中で、いじめの実態を十分に把握したところで、これが人間関係のささいな行き違いなのか、それとも、大きな事態につながる要件を含んでいるのかということ进行分析・検証しながら、対応しているものと考えております。

資料におきましては、7ページに(4)でいじめの対応別件数というところで示しておりますけれども、ここに書いてあります(4)の真ん中より少し下ぐらいでしょうか、「金品をたかられる」ですとか「金品を壊されたり、捨てられたりする」というような、こういう財産に支障を来すようなものは、当然、大きな問題として捉えられるかと思っておりますので、事案によっては、学校だけではなく、関係機関とも連携を図りながら対応していくことが望ましいと考えています。

【渡邊教育長】

いじめの難しいのは、行為の重い、軽いという、外からの見方はありますけれども、実際、それを受けている子どもからすれば、例えば、冷やかしかからかい、あるいは無視をされている、外からすれば、殴られたり、金品をとられたりしていないというふうなことだけれども、やられている側からすれば、それは殴られているのと等しいような被害を受けている場合もありますし、その辺、難しいところではありますよね。

特に、無視などというのは、殴る、蹴るがいいとは言いませんけれども、まだ相手にされているだけいいようなことを言う子どももありますよね。全く自分の存在そのものを無視されている状態というのは、いかにつらいかというふうなことを訴える子どもの声も聞いたことがありますので、やっぱりその子ども自身がどういう状況に置かれているかというのを丁寧にそのときそのときで見ていくというのが、いじめの基本ではないかというふうに思うんですけどね。

【中村委員】

今の教育長の話は本当にそうだと思います。いじめの件数はふえているんですけども、これは、いじめられているということを自分でちゃんと訴えられるようになってきたということだ

と思います。それから、8ページにあるいじめられた児童・生徒の相談状況というところで、学級担任に相談したというところが一番多いんですね。これは、学校教育の担任制度がしっかりしているからなのかなという気がするんですけども、この辺を特に工夫されている点とかはありますか。

【高井指導課担当課長】

先ほど少し御説明いたしましたけれども、いじめに関しては、6月から7月末に生徒指導の点検強化月間ということで、アンケート等も各校で実施をしているところですけども、教育相談の週間を設けまして、子どもたちの話に、声に耳を傾けるということを行っていますので、そういったことがきっかけになって、教育相談の期間以外でも何か困ったことがあれば、やはり担任に話しやすい雰囲気をつくっていくと、こういうところからこういった状況が見られているのではないかなと思われま

【濱谷委員】

すごく難しいことだなと、いじめのことに関しては思います。最近、インターネットやら陰のほうに隠れて、大人からは見えなかったり、お友達同士でもわからなかったりというようなこともたくさんあるかと思うので、何か見つけることも難しいし、でも、これで見ると、担任とか保護者に相談しているのが人数的には一番多いので、まだまだ子どもで、そういう部分もあって、ちょっとほっとするような数字だったんですけども。

でも、これからのいじめはすごい難しいなというのはすごく思うので、学校は大変だろうなというのをちょっと思います。担任の先生は、本当に子どもたち一人ひとりのことを、やっぱりきのうとどう違うかとか、お友達同士の関係がちょっとあそこが険悪になってきたかなとかというのが、見ていただいている、こうやって相談もしてという形で、いい方向なのかなというふうにすごく思います。

でも、一つ思うのは、いじめとか、そういうのは、人間であれば、誰しものが持っている心の一部であって、大人もみんな何となくそういう態度をとってみたい、そういうことがたくさんあることで、親も何げなく近所の人と挨拶したりしていても、この人とはちゃんと挨拶していなかったりとか、いろんなことを子どもは見て育ちちゃっていますから、いじめをやめろとか、そういう気持ちを持たないようにといっても、もう生まれてきて、ずっとそういうことを目にしながら、体験しながら育ちちゃっていますので、大人も全員でしっかり考えていかなきゃいけないことだなというのを常々、自分も反省しながら、気に入っている人とは仲よくおしゃべりをし、そうでもなさそうな人とは、さりげなくただ挨拶だけで素通りしたりとか、そういうことは誰もちょっと経験したりしていることなので、そういうものを全く真っさらな子どもたちが見ながら育ちちゃっていますので、それがちょっと不安だなというのをいつも思っちゃうんですけども。気をつけて、子どもたちを見守りながら、自分も反省しながら、大人がやっていくしかないことかなといつも思っちゃっています。

【渡邊教育長】

子どもたちの実態でも、いじめをされたこともあるけれども、したこともあるという、両者になっているというケースも随分多いようですし、また、インターネットのお話がありましたけれ

ども、非常に見えにくくなっている。ただ、いじめの定義で、被害を受けている子どもが、例えば、ネット上には自分の悪口が書かれているんだけど、その本人が知らないという状態もあるんですが、これは本人が知らないからいいという問題ではなくて、やっぱりそういうものが明らかになった場合には、きちんとしたいじめの指導の対象として見ていかなければいけないということだと思うんですね。その分、学校の先生方、見えにくくなっている部分の苦労は大きいとは思いますが、特にこれからそういった点をおろそかにしないようにしていかなければいけない点じゃないかというふうに思います。

【小原委員】

6ページのいじめの認知件数の推移、5年間のところで、23年度から27年度までとっているんですけども、この間で、文部科学省のいじめの定義が変わったのは、どのあたりですか。

【高井指導課担当課長】

平成25年度にいじめ防止対策の推進法が施行されておりますので、実質的には25年度の調査が26年度に行われておりますので、調査の仕方としては、この25年度を見ていただくと、その新しい定義に対応しているかと思えます。

【小原委員】

25年。

【芹澤学校支援総合調整担当理事・総合教育センター所長】

24年度に1回変わって、25年度に推進法の定義になっているんです。2回変わっています。

【小原委員】

25が変わって、26も変わっているということなんですね。

【芹澤学校支援総合調整担当理事・総合教育センター所長】

すみません、いいですか。24年度に1回定義が変わっておりまして、よりそれを先鋭化したのが25年度の推進法の定義だと思いますので、2回変わっている。ですから、ここから上がっていくということです。

【小原委員】

そうすると、25年度と26年度の小学校というのは、一気に上がってきていますよね。これは、何か理由があるのかということなんですけども。26年度、27年度は件数的にふえてはいるものの、どちらかといえば、横ばいの状態に近いというふうに思いますけど。

【高井指導課担当課長】

7ページをごらんいただきまして、学年別の認知数の5年間というところをごらんいただきますと、こちらを見ていただきますと、学年別に認知件数が年次で増加している傾向にあると、こういうところが見てとれるかなと思いますけれども。とりわけ大きく24年度で増加したという

ところをごらんいただきますと、やはり小学校の低学年・中学年におきまして、数が増加しているというところがありまして、これは子どもの訴え及び担任の見取りの中で、やはり小さな子どもの中でのいじめというものも認知した中で件数が変わったのではないかなと捉えております。

【渡邊教育長】

それから、理事、認知件数になる前の定義は何件数といたしましたか。「認知」という言葉は使ってなかったんですかね。

【芹澤学校支援総合調整担当理事・総合教育センター所長】

すみません、10ページを見ていただくと、23年度までの定義がございます。基本的なところは、「いじめ」とは、「児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」というところとなっておりますけれども、この一定の人間関係という部分とか、心理的・物理的な攻撃の部分というよりも苦痛のほうを重視したというのが翌年度からになっております。

それで、すみません、ちょっと今すぐ出てこないんですけど。

【渡邊教育長】

私も今、ちょっとふと言葉を忘れてしまったんですが。この認知件数というところですね、非常に件数が増加したわけですよ。認知という言葉になったからですね。さらに、法律の施行に伴って、また、いじめの捉え方が広がっているということですね。

【芹澤学校支援総合調整担当理事・総合教育センター所長】

本人の立場に立ってというふうに流れが変わっております。

【渡邊教育長】

そういうふうにこの数字を見ていかないと、単純にこの数字だけで比較するとですね、何か大幅にふえているだけの話になってしまいますので。そこを御理解いただいた上で。

【濱谷委員】

前の場合は例えば、いじめられてますと訴えたら1件になる。でも、認知ということは周りから見てもいじめられているんじゃないかといったら、それはもう1件とみるという感じなんですかね。そういうことではなくて。

【芹澤学校支援総合調整担当理事・総合教育センター所長】

そうではなくて、もう、本人から訴えがあったら1件です。今も。

【濱谷委員】

今も。

でも、ほかの人が見ても、あれはいじめというのも認知するの。

【芹澤学校支援総合調整担当理事・総合教育センター所長】

当然です。それはあります。アンケート調査にありますので。ただ、前の場合は、いじめられたというのがあって、23年度までは、ある程度それについて教員が確証があるというか、その部分がありますので、それが先ほど高井課長が言った話です。

【小原委員】

ちょっと、そこでもう一つ聞きたいんですけど。7ページの学年別の認知数5年間の中で、小学校6年生から中学校1年生に進学しますよね。例えばの話ですけど、平成26年の6年生は平成27年の中学1年生ですよ。ここが148件から、いきなり75件まで落ちるんですよ。これは小学校と中学校の指導の違いでこういうふうに変ってきてるのか、その辺はどう考えてますか。

【高井指導課担当課長】

今、具体的にはすみません。明確なことをお示しできませんけども、想定できることとしては、小学校から中学校に進学しますので、学校によっては中学校区で複数の小学校のお子さんが地域の中学校に進むということで、新たな人間関係が構築されるという中では、また課題が生じる可能性もありますけれども、新たな人間関係の中でそういった不適切ないじめの状況が改善されてくるということは推測されるかと思います。

【小原委員】

保護者の感覚だと、中学校で複数の小学校が一つの中学校になるとトラブルがふえるんじゃないかというような感覚は少しあるんですけど、必ずしもそうではないということですね。

【高井指導課担当課長】

そのときの子どもたちの人間関係がどう構築されていくかということだと思いますので、当然、新しい環境になじむまでにさまざまな人間関係を子どもたちが築いていくという中で、課題であったりとか、新しい出会いであったりがあると思いますけれども、必ずしも負であるとかプラスであるとかとは、ちょっと断言しかねるかなと思います。

【小原委員】

もう一つ聞きたかったのは、例えば小学校から中学校というのは部活動とかそういうものが出てくるわけですよ。そうすると、中学校になると急に上下関係がきつくなるんですよ。それを踏まえた上で、場合によっては中学校1年生というのは言うに言えない状況なのかということも考えられなくはないので、その辺はどうなんだろうなというのが、細かくここもそこまで調べられるものではないとは思いますが、ちょっとその辺が気になるかなというふうに思うんですけど。必ずしも同じ学年でいじめが起こるとは限らないので、場合によっては上級生からという可能性だってないとは言えませんので。

【渡邊教育長】

まずはそれぞれどういう状況であれ、まず、子どものほうの、教育相談などで訴えをしっかりと

聞くということが学校の姿勢としては必要なだろうと思いますし、その中で同じ学年の生徒同士なのか、あるいは先輩からなのかという、その辺の訴えもあるんじゃないかというふうには思いますけれども。

【芹澤学校支援総合調整担当理事・総合教育センター所長】

ちょっとよろしいでしょうか。今の御指摘ですけれども、やはり中学校につきましては、やはり人間関係が変わったということで、やはり4月というのは非常に勝負だと考えております。したがって、そこでまずアンケート調査等をするということと、今、高井課長からもありましたように、教育相談をする等によって、やはり子どもと教員との関係というのはよくつくっていかない限りですね、先ほどの認知の部分につきましては、確かにそういうおそれがあると思っております。

ただ、今、本市におきましては、先ほど暴力行為にも出てきましたけれども、あそこで減ってきたという経緯は共生・共育プログラムを行ってきたところ、ちょうど計画が実を結びまして、その中で一つは人間関係調整能力をつくっていくというふうなことが始まったということ、あと、効果測定等により、やはり全ての分布によって子どもを理解していこうという芽が育ってきております。そういう中で、あともう一つは授業改善の部分も含めまして、やはり人間関係ができてくる中でこれが起こってきていると考えております。中学校につきましては、教科担任ということもありますので、幅広い目で見えていく中で子どもの訴えを聞き、対応していくというのが基本になっておりますので、こういうものが出ているのではないかと考えております。

それから、先ほどの御質問ですけれども、前まで「発生件数」ですので、子どもの訴えがあつて、それがいじめとやはり認識することによってあがってきたと。今は訴えがあつたら挙がってくると、それが大きなシステムだと思っております。

【渡邊教育長】

はい、ありがとうございます。「発生件数」でしたね。現在、「認知件数」になったという。

それでは、そろそろ次の長期欠席のほうに移りましょうか。これも統計上、取り方が変わったわけですよ。

【高井指導課担当課長】

はい、項目が異なっております。11ページにございますけれども、過去5年間のところで、これまでは長期欠席と不登校と何らかの要因により登校できないお子さんという分け方をしておりましたけども、それ以外で病気や複数要因が重なり合うような「その他」という中での内訳を示しております。

【渡邊教育長】

もともとは学校基本調査の中で、このような分類がされていたものですよ。

【小原委員】

これ、ちょっと教えてもらいたいんですが。

11ページの不登校児童生徒数の推移5年間で1,000人当たりの出現数があるじゃないで

すか。これは、ほかの政令市から見て多いほうなんですか、少ないほうなんですか。

【渡邊教育長】

ほかの政令市という県内では横浜、相模原が対象になりますでしょうけど。

【高井指導課担当課長】

17ページに、これが神奈川県教育委員会で示しているところですけども、長期欠席、不登校ですね。すみません。

【吉崎教育長職務代理者】

横浜は12.8%ですね。

【高井指導課担当課長】

1,000人当たりの出現数だと12.8。

【吉崎教育長職務代理者】

ほとんど一緒だね、本市とね。川崎は12.6でしょう。ほかがちょっと多いのかな。

【高井指導課担当課長】

少し字が潰れてしまって見づらいですけども、上から横浜、川崎、相模原、横須賀となっております。

【吉崎教育長職務代理者】

横須賀が多いんじゃない、20.2だから。横浜と川崎はほとんど一緒だよ。

【小原委員】

県内と考えれば、ほぼ変わらないぐらいの状態だということですかね。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですね。13.4だと、県内ちょっと少ない程度。最後13.4でしょう、薄いけど。川崎が12.6でしょう。ほぼ一緒でちょっと少ない程度かな。

【渡邊教育長】

ほぼ、同様の傾向が今、見られているということですね。

【吉崎教育長職務代理者】

横浜と非常によく似ているね。

【中村委員】

11ページの長期欠席者の理由で、「その他」がすごく多いと思いました。「その他」の内訳を

見ると15ページに書いてあり、とても対応が難しいと思うんですけど、どのようにされていますか。

【高井指導課担当課長】

はい。「その他」のグループのお子さんというのは、不登校な傾向も見られながら、または体調不良も実際にあるというようなところで、不登校としては特定しかねるような場合で、幾つかの要因が少しずつ重なっているお子さんの場合に「その他」というところに。

【中村委員】

15ページのこの下というあたりではないんですか。

【高井指導課担当課長】

15ページの、はい、そのとおりです。この中で。

【中村委員】

そうすると、いずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数を記入しますと書いてあるので。

【高井指導課担当課長】

申し訳ございません。「その他」の中には、この15ページの(ア)から(エ)までのお子さんたちが全部含まれてます。私が申し上げたのは、(エ)のお子さんについて、15ページ(エ)についてのお子さんのお話をしてしまいました。

【渡邊教育長】

特定できないものも、ここのその他に含まれているけれども、むしろ(ア)(イ)(ウ)の本市においても外国につながりのある児童生徒がかなりの数ありますので、こういったところがここに含まれているということでもよろしいんじゃないかと思えますけれども。

【高井指導課担当課長】

こういったお子さんたちには学校も連携いたしまして、それから区の教育担当がさまざまな情報関連するところと連携を図りながら、お子さんの様子なんかとか、または状況について確認をするように努めておりまして、もし、お子さんが御家庭にいて登校できていないというような状況があれば、その改善に対してまた関連機関と連携を図りながら、何らかの支援につなげているというところがございます。

実態としては、(ア)(イ)(ウ)に当たるお子さんはあまりないというふうに御理解いただいて。

【中村委員】

ほぼ(エ)なんですね。

【小原委員】

よろしいですか。12ページの学年別不登校児童生徒の推移の5年間で、やはり小学校と中学校で数が違うふうに出てくるんですけど、これは何かわかるところありますか？

【高井指導課担当課長】

小学校におきまして、体調不良でお休みになっているお子さんが実際には心理的な要因等がありまして、御自分では不登校というような状況にあったお子さんたちが中学校に入りますと、その辺の自分の意思表示が明らかになるところもありまして、実際には身体的な体調不良というところだったんですけども、しっかりと情報を整理してみたら、お子さんが登校できない状況であり不登校になるというようなところでふえる傾向はあるかなと思います。また、中学校に入りますと、学習の進捗の問題ですとか、それから人間関係といったところも思春期に伴いますそれぞれの葛藤というものが生じてまいりますので、そういったところで環境の変化にうまく順応できずに不登校になるお子さんもいるのかなと思っております。

【渡邊教育長】

統計上、小学校では病気にカウントされていた部分が、中学校では不登校のほうにカウントされてきたということですかね。

【高井指導課担当課長】

保護者の方の見取りから生徒本人の意思表示といったところに変化が見られるのではないかなと思います。

【渡邊教育長】

前田委員は中学校を長く見ていらっしゃるわけですが、いかがでしょうか。

【前田委員】

私は特に気になったのは13ページの、この不登校の要因が学業への不振というのが26から27にかけて小学校で27が61、中学校が158、学業の不振が非常にパーセンテージでいっても6%ぐらいふえているんですけど、その辺については何か、指導要領の改訂で非常に教科書の内容もゆとりから逆にいってというものもありましたけど、先ほどの話は授業の指導の工夫とか、そういう改善もあってなくなっているという、不登校もですね、長期欠席。だけど、これを見ると不登校の要因でふえてますので、その辺についてはどうなのでしょうね。非常に難しいのか、授業内容が。その辺については、どのようにお考えになっているのでしょうか。

【高井指導課担当課長】

学習指導要領に関しましては、先生方、委員の皆さん御存じのとおり、とりわけ改定されているわけではございませんので、これまでの授業と同様というところで御理解をいただければと思います。不登校の要因のところではこれは複数の回答となりますので、そういったところではこれまでの要因がより細かく見取る中で学業の不振も、子どもたちの声の中や学業の成果の中からの見取りにおいて、そのような状況がふえてきているのかもしれない。今、この数字だけでは具体的にお示しすることができません。申し訳ございません。

【前田委員】

じゃあ、「中1ギャップ」で6年から中1でバーンとふえるというのも、学業の不振というのは大きいものがあるんでしょうかね、教科担任制で。

【高井指導課担当課長】

はい。中学校1年生になりまして、当然、小学校6年生から段階的に学習を進めていきますので、中学校1年生になると極端に学習の難易度が上がるというわけではございませんので、それが、やはり基礎学力がしっかりと小学校のうちから定着されていないと、中学校に上がりまして教科担当になり、定期考査が生じてくるといったところで、お子さんたちにその課題として、障壁として捉えられるところがあるのかもしれない。

【前田委員】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【小原委員】

一つ教えてほしいのですが、不登校の要因で項目のところのちょうど真ん中あたりで、学校の決まり等をめぐる問題というのがあるんですけど、この決まり等というのはどういう感じの内容でしょうか。

【高井指導課担当課長】

具体的には、学校に登校する時間をしっかりと守れずに学校の中の指導に、沿った活動ができないお子さんがいたりですとか、それから、中学校におきましては制服がございますので、その制服の着用について、やはり学校での決まりに沿った活動がなかなかしにくいといったようなところを起因とするようなものが考えられます。

【小原委員】

はい、ありがとうございます。

【濱谷委員】

一つ聞いていいですか。どの問題についても小学校が幾つか集まって中学校に行きますが、小学校と中学校の連携はすごくできているということでもよろしいですよ。どういう関係でいじめられてたとか、あるいはどういう人間関係だとか、この子は何で不登校とか、そういうのは全て中学校には伝わって、小学校の先生も多少の協力をしながらその子を見守っているみたいな形にはなっているんでしょうかね。

【高井指導課担当課長】

児童生徒指導連絡会議におきまして、各中学校区ごとに協議をしたり情報交換をする場がございまして、そこでまず小学校と中学校が顔の見える関係づくりをしまして、その後の指導ですとか課題、また必要に応じて情報共有が図られるように対応をしているところでございます。

【濱谷委員】

ありがとうございます。学年を超えているいろいろな関係でいじめやら何やらきつと起こっていると思うので、小学校、中学校もみんなで見守っていくしかないのかなみたいなのは思いますので。ぜひ、いい形で進めていっていただけるといいなというふうに思ってます。よろしく願いします。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。学年別不登校児童生徒数というところの12ページなんですけども、私、4年生がポイントだと思っているんですね。実はね、「中1ギャップ」ってすごく見るんですけど、その根がどの段階からあるかという、中1になって学業についていけないだけではなくて、もっと前にあるんですね、蓄積されて。それが4年生と言われているんですよ、実は。4年生からの内容がすごく難しいんですね、例えば割合が入ってくるとかね、比較的内容的に難しいんですね。学校としては、結構、若い先生が3、4年持つこと多いんですよ。学校として、やはり1年生と6年生は重要ですから、ここは押さえますけども、真ん中どうしても若い人が入ってくると、中学年へ置きたくなりますよね、どうしてもね、校長としてはね。管理者として。だけど4年生が結構その原因の根幹がありましてね。だから、4年から少しずつ出てきているでしょう、これ割合見るとね。これかなりな、先ほど前田委員が言いましたけど、学習面が結構大きいんですよ。だから、私ね、「中1ギャップ」というんだけども、もうちょっと「小4問題」というかな、その辺のところから考えていかないと、蓄積された問題が中学校で出るというね私は気がしているんですね。やっぱりデータを見るときには、潜在的にどこから起こっているのかという分析を徹底少してですね。一気に出るわけじゃないんで、4年がわからないから5年にボンと出るわけじゃないんで。それが中学校になって出てくるので。もうちょっと中学年の持つ意味、特に4年生の持つ意味、もう少し私はしっかり本市も考えて、だからって、そこに全て強力な力の先生をそこに置けるかと、それは学校経営上難しいですけどね。だから、その辺のところを一つ考えてほしいなという点があります。もし、御意見があったらそれで。

もう一つですけども、13ページのところで、これは学校が組み込めないんですけども、不登校要因なんかでやっぱり家庭における状況というのは結構な割合を占めてますよね。これ、さまざまだと思うんですが、結構、やっぱり不登校も今の社会が抱えている問題の縮図の一つなんでね。家庭のどういう状況の問題というものが、やっぱり学校に来ることを難しくしているのかということを考える一つの要因は、やっぱり不登校だと思うんですね。そういうときに、このまとめて35.2%になってますが、27年度ですね。これは複数回答ですから、三人に一人は挙げているということなんですけれども。どんなもの主に要因だったのかということ、もし、わかれば、話していただけたらと思います。

2点、4年生あたりの問題と家庭の問題と。もし、気づくところがあればですが。

【高井指導課担当課長】

はい。まず先に家庭に係る状況につきましては、詳細の経過わかりかねますので、また確認をしたいと思います。申し訳ございません。

先ほどの小学校の4年生からのというところでございますけれども、小学校におきましては、段階的に基礎、基本を身につけながらというところでございますけれどもやはり小学校5年生、6年生というのがだんだん自我の発達段階から児童指導上でもなかなか課題とか取組が必要などころかなと思いますので、その辺のところでも学年も、学校としても学年の体制を意識的につくっているところかと思えます。ですけれども、今、お話がありましたとおり、3年、4年の中学年のころからの見取りとか見守りというのも必要なことかと思えますので、その辺につきましては、これまでも児童生徒指導の中できめ細かくということは、それぞれの学校や担当の先生方にお話をさせていただいておりますけれども、学校体制づくりについて改めてお願いをしていきたいと考えております。

【吉崎教育長職務代理者】

この点でいうと、4年に学校の戦略として我々データ見るとき、パッと出たデータだけ、表面に出たのが気になりますけど、潜在理由というかな、変化のね、そこを見きわめるのが一番重要なんですね。いじめもそうだと思うんですが、起こる前の段階を押さえるということが大事で。そうすると4年生というのは、僕非常にこだわっているんですが、学校ってどういうふうな4年生の担当の先生と学年団を組んでいるのかということが、もし、何か方針あれば。なぜ、4年にこだわるかというのは、やっぱり非常に結構データも出てきているんです、4年生が危ない、そこから危ないんだと。そこが一番弱いと、指導力が。だから、その辺をどういうふうな、学校教育部長あたりが何か言ってくだされば。

【小田嶋学校教育部長】

個々の学校の状況にもよるので、一概にはちょっと言えないのかなというふうに思うので。4年生ということに関しましては、一つ、不登校の背景に発達的な課題があるという場合があって、発達的な課題で問題行動をして、それによっていろいろ注意されたり怒られたりして自己肯定感が低くなっていくというようなことがあって、それが顕著にあらわれていくのが4年生だと言われておりますので。やはり4年生って非常に大事だなと思えます。

あと、もう一つ、国語の立場から云いますと4年生というのは非常に語彙が広がる時期なんです。なぜかという、4年生から国語辞典を用いた辞書の学習が始まって、非常に言葉もふえ、人間関係も広がっていくというところで、さまざま高学年に向けての課題が生じるころなので、吉崎委員がおっしゃるように4年生ってさまざまな部分で課題になるところかなと思います。それに応じた人員配置等ができていくかどうかというのは、先に言いましたように、各学校の状況によるので。ただ、貴重な御指摘だと思いますので、そういう視点も含めて、今後、考えていく必要があるのかなと考えております。

あと、家庭の状況ということに関しては、経済的な問題ですとか、あと保護者が病気になっていることが、精神疾患の場合などもすごく多いのですが、そういったもの。あと、保護者同士の、夫婦の関係がうまくいっていないですとか、さまざまな要因の中で子どもにとって家庭が居場所になっていないというような状況があったりとかで不安定になるということで、そのことに関しては、今、地域包括ケアシステムで地域みまもり支援センターということで、区の教育担当がそ

の中に入っております、福祉的な面ですとか医療的な面等での連携をしているところですので、学校だけではなかなかできないところなので、区の中で連携しながら家庭を支えていく仕組み、その中で子どもをまた支援していくというような体制をとっているところです。

【吉崎教育長職務代理者】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

私もこの4年生という時期、確かに学習内容も難しくはなりますけど、それも学業不振の理由というのがそれほど高くないということから考えますと、むしろ、やはり思春期の入り口に入るところで、だんだんこれまで自分を客観視できていなかったような子どもたちがだんだん自分が見えてくるようになる、当然、自己肯定感そのものが下がってくる時期の入り口ではありますよね。そういう意味で、自分自身が見えてくる、また、いろんなストレス等もかかわってくるのがこの時期ではないかなというふうにも思うんですね。そういう中で、心理的な不安な要素が強くなるがゆえに不登校につながるというようなことが生まれるのかなというふうには思うんですね。ですから、非常に多くの要因が絡み合って不登校というものが生じているわけで、不登校の子どもたちといろいろ私も6年間かかわって話をしてきましたけれども、なぜ、不登校になったのかという明確な説明ができるような子のほうがむしろなくて、だんだんそうってしまったというようなこともあるわけですね。非常に限られた人間集団の中では元気な姿を見せることもあるんですけども、それでも学校の集団にはなかなかなじめないというようなお子さんもありますよね。例えばゆうゆう広場のようなどころでは非常に元気な姿を見せるんですけども、その場面が変わると非常に緊張感が強いような傾向を持っているとかですね。やはり発達に課題があるお子さんは、やはり無視できない状況にあるというふうには思いますし、それだけいろんな要素が加わっているのが今の不登校の状況ではないかというふうには思うんですけどね。

小学校の低学年になりますと母子分離不安の要素があって、思春期とまた違った要素で不登校といいたいまいかな、親離れできなくて学校に行くのが不安な傾向のお子さんなど見てきたこともありますけれども、本当に、それぞれに応じた対策をとっていかなければいけないというのが、いじめもそうですけど、不登校で、単に数字の上だけではふえた、減ったという話になりますけど、基本やはりその子の置かれている状況に適切な指導・支援を行っていくということに尽きるのじゃないかというふうには私は思うんですけどね。

また、非常に重要な課題でもありますので、場を変えてしっかりと議論できればやりたいというふうに思っております。

よろしいですか、このあたりで。

それでは、ただいま報告いただきましたけれども、報告事項 No.2については承認としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

では、報告事項 No. 2 承認といたします。

9 議事事項

議案第 59 号 川崎市立高等学校入学者選抜における答案用紙の写しの交付について

【渡邊教育長】

次に、議事事項に入ります。「議案第 59 号 川崎市立高等学校入学者選抜における答案用紙の写しの交付について」を見てまいります。説明を続きまして、指導課担当課長お願いいたします。

【高井指導課担当課長】

それでは、議案第 59 号について御説明申し上げます。

平成 28 年度及び 27 年度の市立高等学校入学者選抜において、学力検査の採点誤りが生じたことにより、本年 6 月 23 日の定例会において添付しております、1 枚おめくりいただきまして、資料 1 により、採点誤りの判明からの経過、採点事務の現状と原因の考察及び再発防止に向けた課題解決への取組について御報告をさせていただきました。

現在、これらの内容に基づいて、各市立高等学校及び県教育委員会とも連携を図りながら、再発防止策への取組を進めているところでございます。

また、ページをおめくりいただきまして、6 ページの後についてでございます、資料 2 によりまして、同じく 8 月 23 日の定例会において、マークシート方式の導入について御審議をいただき、平成 29 年度の学力検査からマークシート方式の導入について可決をいただいたところです。

マークシート方式につきましては、県立、横浜市立、横須賀市立及び本市立を含めた、全ての公立高等学校において導入することが決定しております。

それでは、「議案書第 59 号 川崎市立高等学校入学者選抜学力検査答案用紙の写しの交付について（案）」をごらんください。

入学者選抜における改善策の新たな取組として、学力検査の答案について、その写しを交付する（案）でございます。

1. 「目的」といたしまして、学力検査の採点結果の得点も含め、合格発表後、入学を迎えるまでの間に受検者が自己点検を行うことができる仕組みを整え、採点誤りによる事故防止策とともに、信頼の回復に努めてまいります。

2. 「期日」といたしまして、平成 29 年入学者選抜共通選抜から交付を実施してまいります。

3. 「方法」といたしまして、マークシート方式の導入により読取機で読込んだ答案用紙の画像データをそのまま、交付用の写しとして印刷し、採点結果については設問ごとの得点を写しの中に別表として印刷をしてまいります。

資料の一番最後につけてございます、資料 3 をごらんください。こちらは交付用の答案用紙の写しのイメージ図でございます。左側の図は交付用の表紙イメージ、右側には答案用紙の写しとしてマークシートの答案用紙を縮小し、採点システムから出力した結果のイメージ図でございます。

なお、マークシート方式を用いない定時制の分割選抜及び二次募集におきましては、マークシート方式が導入されないことと、これまでの実績から受検者数が少ないことから、複写機で複写

した答案用紙を交付してまいります。

議案書に戻りまして、4.「課題」といたしましては、受検者に向けて、交付することの周知が必要であることや、交付漏れ等、新た課題が生じないように、高等学校への説明や研修を実施していく必要があるものと捉えております。

5.「課題解決に向けた取組」といたしまして、中学校教員への説明会を行い、中学生及び保護者への進路説明会等において、交付に関する周知を図ることや各高等学校が配付する「受検上の注意」等に交付に関する記載をし、周知を図ってまいります。

また、高等学校の教員に向けましては、実際の読取機や採点システムを用いた研修を実施いたしまして、各校において円滑な交付が行われるよう、手順についての理解に努めてまいります。

さらに、答案用紙の写しの交付後におきましても、受検者等からの採点結果に関する問い合わせ等は、申し出の受付期間を設けたうえで各学校において対応をし、必要に応じては、教育委員会事務局も学校と連携を図り対応をしてまいります。

なお、県教育委員会におきましては、既に答案用紙の写しの交付につきましては、改善策として決定をしており、現在、交付の手続きに関わる詳細を各校へ伝達しているところと伺っております。

本市におきましても、本議案について可決いただいた場合には、今後、県とも連携を図りながら、実施に向けた取組を進めていくとともに、交付に伴う課題について情報の収集を行い、必要がある場合には検証を進めたうえで次年度以降の改善に生かしてまいりたいと考えております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

説明は以上のとおりでございます。御質問がまずございましたらお願いしたいと思うんですが、この写しの交付の方法について、いろいろと説明がございました。おわかりにくい点などがありましたら、御質問いただきたいと思います。

【前田委員】

この課題のところで、交付漏れが生じないように書いてあるんですけど、特に新たな、こういうふうに変更しても新たに起こり得るミスというのはどういうものを想定されていて、それに対してどのように対応されるというふうになっているか、お願いできますでしょうか。

【高井指導課担当課長】

まずは、現在、合格発表に際しましては、受検生に対して封入されました封筒に入れた可否結果通知書を配付しております。それと合わせて、このたび、この原案のとおりとなりましたら、答案用紙の写しの交付をするということになりますので、二つの封筒を受検生に渡すこととなりますので。その配付の手続きをしっかりとマニュアル化いたしまして、配付漏れがないようにしなければいけないというところでございます。

それから、あわせまして、全日制であれば5教科、定時制であれば3教科の答案用紙ということになりますので、受検生本人の分が間違っ、他の受検生への封筒に誤封入されないようにしっかりと、そこは重ねて点検をする必要があるかというふうを考えております。

この誤封入の防止につきましては、現在のところ採点システムから連続して受検者別に印字さ

れるということを想定してございますので、その印字されたものが個別にばらばらになることがなければ、しっかりと封入できるのではないかなというふうに捉えているところでございます。

それから、また、配付の期日につきましては、現在、合格発表の日を想定してございますので、そうしますと受験から合格発表日までの期間が限られたところでございますので、その中で慌てることなくしっかりと着実に業務を遂行することが必要だと捉えております。

以上でございます。

【前田委員】

ありがとうございました。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【前田委員】

はい。

【小原委員】

答案用紙の写しの交付は郵送で送るとかそういうことなんですか。

【高井指導課担当課長】

合格発表の日に関否結果通知書と同じく、その日に受検者に対して交付する予定でございます。

【小原委員】

ということは手渡し。

【高井指導課担当課長】

はい、さようです。

【小原委員】

参考までに教えてほしいんですけど、合格の場合は恐らく取りに来ると思うんですけど、不合格の場合、取りに来る方がいらっしゃるのかどうなのかというのは。

【高井指導課担当課長】

現在のところ配付の方法につきましては、一連の流れの中で、まずは合格結果を取り、そしてその後少し場所を移したところで答案用紙については交付を、多分、受検生の整理上少し離れたところになるかと思っておりますけども、そこで離れたところで合格結果の封筒を開けて、中を確認してもらうというような手続になるかと思っております。その流れに従って全員に手渡しされるという形で進める予定です。

【渡邊教育長】

小原委員の御質問は、取りに来ない生徒がいるような場合はありませんかということのように聞こえたんですが。

【高井指導課担当課長】

合否結果通知書につきましては、基本的には受検生が全員取りに来るということになっておりまして。万が一、体調不良等で御本人が取りに来れないという場合は、受検票を保護者の方または親戚の方でもいいんですけども、身分を保証できるものを提示していただきまして、交付をさせていただくということになります。また、中学生等が体調不良の場合には、中学校からあらかじめ受検している高校に代理の方が受け取りに行くということを連絡をしてもらうことで確認をしております。これまでに合否結果の通知書をとりに来なかったという例は、全くないということはないんですけども、まれに過年度に卒業された方が取りに来ないというようなことは非常にまれですけども、ありますので、それは受検願書に卒業した中学校に公印で中学校が受検出願を認めることになってございますので、卒業した中学校に確認をしていただきまして、結果的には御本人の手には全て渡っているという状況です。

【小原委員】

ということは、発表当日に合格通知もしくは不合格の通知で、どちらも受け取って、その流れの中で答案用紙の写しも受け取って帰るということなんですか。

【高井指導課担当課長】

はい、そういう予定です。

【吉崎教育長職務代理者】

ということは、合格の受検番号は出ないんですね。

【高井指導課担当課長】

はい。受検者一人ひとりに封筒が。

【吉崎教育長職務代理者】

そこで初めてわかる。

【高井指導課担当課長】

はい、そうです。封筒を開けて。

【吉崎教育長職務代理者】

合格番号は出ない。

【高井指導課担当課長】

はい。一人ひとり封筒で通知しております。

【渡邊教育長】

これまでもそうですよね。

【高井指導課担当課長】

はい、さようです。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですか。我々、昔だからね。昔は受験当確番号って出たじゃないですか。今は出ない。大学みたいなことはやらない。

【高井指導課担当課長】

はい。一覧にすることはしておりません。

【吉崎教育長職務代理者】

じゃあ、開けて初めてわかるということですか。行ってみて。

【高井指導課担当課長】

はい。

【小原委員】

というか、自動的に取りに行かざるを得なくなる。

【吉崎教育長職務代理者】

じゃあ、全員が取るということになるんだな。

【中村委員】

合格通知と一緒にそれを受け取るということはわかったんですけども、その後、もし採点誤りとかがあった場合は、どういうスケジュールになっていくんですか。

【高井指導課担当課長】

実際のスケジュールはまだできておりませんが、もし、交付したものに疑義が生じているということになりましたら、窓口は各学校になりますけれども、こういったような問い合わせ先になるのか、手続きになるか等に関しましては、今後また整理をいたしまして、各学校、高等学校の受検上の注意に含めて記載をして受検生の手元に渡るようにしたいと考えております。

【小原委員】

すみません。今のところだと思うんですけど、まだわからないと思うんですけど、例えば、入学が終わってからそれが出た場合はどういう状況になっているの。

【高井指導課担当課長】

基本的には採点誤りがないということを念頭に採点業務、入試選抜業務に当たりますので、それが起こり得ないという前提ではございますけれども、もし、そういうことが万が一にも生じた場合には、今年度、本市立高等学校で合格という取り扱いになった件がございましたけれども、それと同様の取り扱いになるかと考えております。

【渡邊教育長】

そうなりますと、中村委員が言われたようなところが今あわせますと、いつまでにその申告をしっかりとやってくださいということが重要になるのかなというふうに感じますよね。

【高井指導課担当課長】

その辺はまた県教育委員会と連携を図りながら、しっかりと示していきたいと考えております。

【中村委員】

そのとおりで、何日までに申告したものは審査をするという感じに日程を決めて、4月以降にそういう問題が生じないようにしたほうがいいと思います。3月中に決着がつくようなスケジュールを考えていただくのほうがいいのかなと思いました。

【高井指導課担当課長】

基本的には受検生に不利益が生じないように対応するのも大原則でございますので、今、いただいた意見にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

【渡邊教育長】

ぜひ、大事な点ですので、よろしく申し上げます。

【吉崎教育長職務代理者】

受検者はどうやって正解かどうかというのは何でわかるんですか。確認するとき。どこで発表されるんですか、正答は。

【高井指導課担当課長】

これまでも県の教育委員会が学力検査、当日にですね、または翌日に学力検査問題及び採点の正当につきまして報道等に公表しているところでございます。

【吉崎教育長職務代理者】

インターネットですか。

【高井指導課担当課長】

新聞で。神奈川新聞に出していただいたりはしてますけれども。

【吉崎教育長職務代理者】

今、インターネットも出してますよね。

【高井指導課担当課長】

インターネットも問題も、それから正答も公表しておりますけれども、申しわけございません、どのぐらいの学力検査実施日からの後ということは確認できておりませんが、その公表されたものを受検生が確認するということを想定しています。

【吉崎教育長職務代理者】

じゃないと確認できませんね。

【渡邊教育長】

そうしますと、確認と疑義の申告、しっかりとスケジュールといたしまして、どういう期間の中でというところが調整されるように改めてお願いしたいところじゃないかと思うんですけどね。

【高井指導課担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

再度言うんですが、記述式はまだ残りますよね。

【高井指導課担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

記述式の疑義というのは、本当に受けとめられるものですか。僕言ってるの国語とかね、社会とかね、幾つかありますよね、書いてもらったのが。それで、点数が出てきたとき、疑義が出てきそうになった場合ですね。例えば学校か塾かわかりませんが、検討していただいて、その受検生がね。それでその指導を受けて、これちょっと点数おかしいんじゃないのということが出てきた場合は、今、先ほども、窓口はどこに。学校でいいんですか。

【高井指導課担当課長】

基本的には学校が記述問題の中間点等につきましては、もし、問い合わせがあったときには窓口になることを考えております。

【吉崎教育長職務代理者】

それは公表されるんですか。

【高井指導課担当課長】

中間点の基準に。

【吉崎教育長職務代理者】

公表って、そういう疑義が出たことが。

【高井指導課担当課長】

疑義が出たことですか。

【吉崎教育長職務代理者】

はい。

【高井指導課担当課長】

個々のお問い合わせについて何か公表するという事は、現在、想定はしていませんが。もし、問題等の内容について改めて検討を要するという事になれば、全県内の公立高等学校の入学選抜にかかわるお話ということになる。

【吉崎教育長職務代理者】

そういうことですね。

【高井指導課担当課長】

はい。県教育委員会が精査、整理した上で必要に応じて公表することになるかと思います。

【吉崎教育長職務代理者】

私はそこが大混乱になると思っているんだけど、起こらないということを願っているけど。起こった場合は大混乱でしょうね。全部やりますからね、全員の分。もし起こったら。1件でも2件でも。あり得ないとは言えない。僕が心配しているのはそこだけなんです、本当は。一番心配しているのは。それで、もし、疑義がそこ出たね、それを学校だけではもう解決できないので、県として捉えなくちゃいけない気がして、県ですからね。そこで、どういう交渉になるのかわかりませんがね、疑義を出した側と。出た場合には全県見直しということはあると思いますよ。そこは想定しているのかなと思っているわけ。

【渡邊教育長】

問題についての疑義は。

【吉崎教育長職務代理者】

いや、回答について。

【渡邊教育長】

回答についての疑義ですか。

【吉崎教育長職務代理者】

そうです。だから記述式の場合、回答の疑義になる。だから、正解と誤りなら簡単でいいです

よ。だけど記述式は点数が一定つくわけでしょう、10点だったら何点、何点、何点と。つきますよね、毎度言ってますけども。だから、そこで教育委員会が、これは認めざるを得ないとなったときは、全県全部を見直すんですね。

【濱野指導課指導主事】

採点基準が変わるということですか。

【吉崎教育長職務代理者】

まあ、採点基準ですよ。でも、学校でつけちゃうわけだから、記述式に関しては、でしょう。これはマークシートじゃないんだから。

【高井指導課担当課長】

基本的には記述式問題は各学校で完結をして採点をしていただくところではございますけれども、大きく問題そのものに対しての答案の解釈が異なるというような疑義または新たな見解というものがしっかりと示された場合におきましては、それはやはりしかるべき対応が図られるものと考えております。

【吉崎教育長職務代理者】

何とも言えないんだよね。

【濱谷委員】

それしかないような。

【渡邊教育長】

全県にかかわる問題になるのか、その学校に限られた問題になるかどうかというところでの判断があると思いますのでね。

【吉崎教育長職務代理者】

僕はそれが一番心配しているんだけど。混乱しないこと。そこがなければそんな大きな問題は起こらないだろうと私も予想してますけどね。そこだけです、私、心配しているのは。

【渡邊教育長】

実施するに当たって、御心配される点はもっともなところもありますし、さらに詰めなければいけない点もありましたので。本市だけで行っているものではないので、県下全体で調整をよく図っていただいて。受検生に不利益といたしましうかね、迷惑をかけないようにしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに思います。

【高井指導課担当課長】

はい。

【渡邊教育長】

大変御心配いただいているところでございますが、取り扱いにつきましてはいかがでしょうか。

【吉崎教育長職務代理者】

あと結構ですが、他府県で全員に答案全部返している例って今まであるんですか。請求があった場合はやっているところもあったんでしょうが。これは初めての試みですか、日本の。高校入試で全員に答案を、コピーを返すというのは初めての事例ですか、日本の。

【高井指導課担当課長】

私たちが知り得る限りでは、神奈川県が初です。

【吉崎教育長職務代理者】

初めてやるんですね。初めての事例。ものすごい大変なことですね、これ。
はい、結構です。

【渡邊教育長】

ぜひ、新たなミスが生じないようにということをご配慮もお願いして。
では、議案第59号につきましては、原案のとおり可決ということでよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第59号、原案のとおり可決いたします。よろしく申し上げます。

【渡邊教育長】

では、傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りをして決定いたしましたとおり、これからは非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして。傍聴人の方は御退席くださいますようお願いいたします。

<以下、非公開>

10 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 3 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【渡邊教育長】

それでは、報告事項□に入ります。

「報告事項 No. 3 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」でございます。説明を教育環境整備推進室担当課長にお願いいたします。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

それでは、「報告事項 No. 3 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」御報告させていただきます。

本件は、平成27年第3回市議会定例会において議決をいただきました「久末小学校校舎改築その他工事」の変更契約でございます。

工事名は、「久末小学校校舎改築その他工事」で、契約の相手方は、大山・沼田・村松共同企業体でございます。

変更前契約金額は、14億1,527万6,280円で、変更後契約金額は、14億2,078万8,600円で、551万2,320円の増額でございます。

専決処分年月日は平成28年10月31日でございます。

変更契約の理由につきましては、工事現場付近道路の通行に対する安全をより一層確保する必要性が生じたため、交通誘導員の増員配置を行うこと等による増額変更でございます。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。御質問・御意見ございましたらば、お願いいたします。

【小原委員】

すみません、よろしいですか。

現場付近道路の通行に対する安全をより一層確保する必要性というものは、具体的にどんなことでした。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

通常は1日1人の交通誘導員を配置していたんですけども、コンクリートの打設とか物資の搬入が頻繁にあるようなときには、やはりかなりの車両が通ることがありましたので、その辺、近隣の方々の御意見もございまして、増員のほうをさせていただいたというところでございます。

【小原委員】

それはもともと最初の契約の中には入っていなかったということなんですね。当初は1日1人。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

はい、入っておりませんでした。1人ということで計算をしていました。

【小原委員】

はい、わかりました。

【渡邊教育長】

ぜひ、事故が起きないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。
では、ただいまの報告事項 No. 3 でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

では、報告事項 No. 3 は承認といたします。

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

大島教職員課担当課長が説明した。
報告事項 No. 4 は承認された。

1 1 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議は、以上をもちまして終了といたします。どうもお疲れさまでした。

(16時16分 閉会)